英語の与格交替におけるモダリティの役割について

田林 洋一

A Brief Consideration on Modality in Dative Alternation in English

Tabayashi, Yoichi

Summary

This paper elucidates the modality of dative alternation and its corresponding double object construction. At first I explain double object construction, to-dative construction and for-dative construction. Next, I investigate to-double object construction (to-DOC) and show that the element of the first argument has to "possess" that of the second argument and speaker or the subject has to "intend" to move the second object. Therefore, the first argument should be animate. Secondly I investigate for-double object construction (for-DOC) and state that the process of movement should be for the benefit of the first argument and only the first argument will have some "confidence" in the act of that movement.

Thirdly I explain differences between to-DOC and for-DOC. It is crucially important that on to-DOC we have to consider the volitionality of both speaker and arguments, whereas on for-DOC we can consider only that of arguments. Also I try to show the syntactic and semantic structure of these constructions.

Finally, according to the statement by Nakau (1994), I insist that the concept of modality should be divided into two, discourse modality and propositional modality, and the former corresponds to to-DOC and the latter corresponds to for-DOC.

1. 序

本稿では二重目的語構文 (double object construction) の与格交替 (dative alternation) について考察する。まず、以下の文を参照¹。

- (1) a. John gave Mary a book.
 - b. John gave a book to Mary.
- (2) a. John baked Mary a cake.
 - b. John baked a cake for Mary.
- (3) a. *太郎は花子を本をあげた。
 - b. 太郎は花子に本をあげた。
- (4) a.*太郎は花子をケーキを焼いた。
 - b. 太郎は花子にケーキを焼いた。
- (1a) 及び(2a)のように目的語を二つ持つことができる文を二重目的語構文と呼び、間接目的語が前置詞 to で示される(1b)ないしは前置詞 for で示される(2b)のような文を与格構文(dative construction)と呼ぶ²。「与格交替」とは、二重目的語構文と与格構文が意味的に対応し交替しうる現象を指し、(1a)と(1b)、(2a)と(2b)はしばしば同一の事象を表すと分析される。本稿では、(1b)のように前置詞 to を取る与格構文を to-dative 構文、(2b)のように前置詞 for を要求する与格構文を for-dative 構文と呼ぶことにする。また、(1a)のように to-dative 構文と意味的に対応し与格交替しうる二重目的語構文を to-DOC(to-Double Object Construction)、(2a)のように for-dative 構文と意味的に対応し与格交替しうる二重目的語構文を for-DOC(for-Double Object Construction)と呼ぶことにする。
- さて、(3) 及び(4) が示すように、基本的に二重目的語構文は日本語には生じない(実際には英語の与格交替と同様の現象が複合語という形態で明示的に観察されることがある。詳しくは影山(1997)、岸本(2001)他を参照)。本稿では英語の二重目的語構文及び与格構文を、話者の心的態度や指向性を考慮に入れて分析する。

2. 二重目的語構文と与格構文の先行研究について

先行研究では、二重目的語構文と与格構文の真理値は等価であるとする分析が多い。特に伝統的な生成文法では、与格交替は変形規則の一種とみなされていた(Emonds(1972)、Larson(1988)他を参照)。しかし、Oehrle(1976)のように与格交替を動詞の下位範疇化規則(subcategorization)としてとらえる分析や、Pinker(1989)のように動詞の性質により交替するとみなす論、Goldberg(1992)のようにそれぞれを別個の項構造を持つ二種類の構文とみなして分析した研究もある。

二重目的語構文は非常に生産性が高く、以下に見られるように新しい 語がこの構文で使用されることがある。

(5) Please {xerox / fax / bitnet} him this document.

岸本(2001:129)

更に、ゼロックスやファックスが一般的でない(ないしは存在しない)時期でも、既に二重目的語構文の生産性の高さについては言及されている³。しかし、二重目的語構文を認可するかどうかは個人差が大きく、一般的な定式化は存在していないのが現状である。

3. 二重目的語構文と与格構文の比較

以下、二重目的語構文と to-dative 構文及び for-dative 構文とを比較し、検討する。

3.1 二重目的語構文と to-dative 構文の比較

二重目的語構文と to-dative 構文の意味的差異は、基本的に間接目的語の項が直接目的語の事物に接触し、かつ所有する(ないしは所有する信念がある)かどうかである(Pinker(1989)、Goldberg(1995)他)

- (6) a. Mary showed her mother the photograph.
 - b. Mary showed the photograph to her mother (but her nearsighted mother couldn't see it).

Goldberg (1995: 33)

- (6a) は母親が写真を見たという(接触の)含意を持つが、(6b) にはそれがない。従って、(6b) は「けれども見ることができなかった」という訂正句を後続させることが可能である5。(6)の(ある程度)物理的な表現から比喩的拡張を経た(7)も同様である。
 - (7) a. Mary taught Bill French.
 - b. Mary taught French to Bill, but he didn't learn it.

Goldberg (1995:33 一部改)

- (7a) の Bill は少なくともフランス語を少しは習得したという含意を持つが、(7b) にはそれがない。従って、Bill がフランス語に関する何らかの能力(会話・読解・文法等)を身につけなければ、(8) が示すように二重目的語構文として認可できない。
 - (8) *Mary taught Bill French, but he didn't learn it.

さて、二重目的語構文の間接目的語の項は基本的に「所有する」という行動を起こすと含意されるので、「有生」という特性を持たねばならない。

- (9) a. John took the letter to the mail box.
 - b. *John took the mail box the letter.

岸本(2001:134)

五

五

0

- (9b) の間接目的語は無生である mail box (郵便受け) なので「所有」することができず、二重目的語構文を認可できない (to-dative 構文では (9a) が示すように非文にはならない)。しかし、(10b) のように間接目的語が無生物であっても、団体として「所有」することができれば二重目的語構文を認可する。但し、その場合でも(10b) は「政府機関という建物」に手紙を送ったと解釈はできない(与格構文である(10a)ならばその解釈も可能)。
 - (10) a. John sent the letter to the government.
 - b. John sent the government the letter.

岸本(2001:135)

更に、話者ないしは主語の項が「所有権が移動したということ」を信じてさえいれば、to-dative 構文から二重目的語構文への与格交替が認可される。従って、間接目的語の項が実際に所有者になる必要はない。

- (11) a. It took two weeks to mail Charles a letter in Alaska.
 - b. It took two hours to mail Charles a letter at the post office. Tenny (1987:233)
- (11a) は手紙が届くのに二週間かかったという意味を持ち、所有権の移動が完遂されたことを含意するのに対して、(11b) は手紙を郵便局に持っていくのに二時間かかったというだけで、チャールズが手紙を受け取ったかどうかの情報はない。しかし、少なくともチャールズに手紙が渡るのは確実であろうという「所有権の移動の信念」があるとみなされる。この時、チャールズに手紙を渡ると確信しているのは、(11a) では明示されていない動詞の行為者(即ち動詞の主語)ないしは話者という二つの解釈が可能であり、その点で曖昧である6。従って、二重目的語構文が持つ伝達や所有の信念は、必ずしも主語の項が持たなければならないものではなく、話者が持っていても問題はない。以下を参照。

- (12) Oedipus gave his mother a kiss.
- (13) Joe gave Mary a sweater with a hole in it.

Goldberg (1995: 143)

- (12) はオイディプスが母親にキスをしていると自覚していなくても成立する(オイディプスがある女性に、母親とは知らずにキスをしていて、話者がオイディプスの勘違いを知っている状況などが考えられる)。また(13) では、Joe がセーターに穴が開いていると気づいていなくとも、話者がそれを知っている(ないしは信じている)場合には容認される。更に、(14) では Joe は本当は Bob 以外の誰かにお金を貸し付けたかったのかもしれないが、何らかの事情(騙された、人違いなど)により偶然にも(Joe の意志に反して)Bob に大金を貸し付けたという解釈が可能である。
 - (14) Joe accidentally loaned Bob a lot of money.
- (14) は、話者がそうした背景を理解した上で「Joe が Bob に(どんな経緯にせよ)大金を貸し付けたことに間違いない」という信念を抱いていれば、Joe の意識に関係なく二重目的語構文として成立する。従って、(14) に出現している副詞 accidentally は、話者の心的態度(modality)を表すものではなく、主語の項(Joe)の心的状況を表すという点で、命題的である。

さて、岸本(2001)は、二重目的語構文において移動させるという行為は(15)が示すように特に焦点とはなっていないと主張する。

- (15) a. *Mary's behavior gave an idea to John.
 - b. Mary's behavior gave John an idea.

岸本(2001:136)

四九

四八

岸本の説明は以下の通りである。即ち、(15)は「主語が原因となって」という解釈しか許されず、Mary's behavior から John \sim の an idea が物理的に移動するとは考えられないので、与格構文である(15a)は許されない。一方、二重目的語構文である(15b)は、直接目的語の項(an idea)の移動の結果として"John HAVE an idea"という「所有」を意味(ないしは含意)するので可能である。

しかし、本当に (15a) は非文なのか、インフォーマント (註 1 参照) に尋ねてみたところ、全員が (15a) を (擬人的な意味があるとしたが) 容認した。更に (16) 及び (18) も容認可能だという。

- (16) a. Mary's behavior gave an idea to John and that process was very curious.
 - b. Mary's behavior gave John an idea and that process was very curious.
- (17) *Mary's behavior gave John an idea, but he didn't notice it.
- (18) Mary's behavior gave an idea to John, but he didn't notice it.
- (16) は移動を意味(ないしは強調)する文が後続しても容認されるため、二重目的語構文も与格構文と同様に「移動」の意味に際立ちを置くことができると思われる(しかし、二重目的語構文は与格構文と違って、所有という結果状態に際立ちを置くことが多く、無標的な解釈になるという分析に変わりはない)。なお、(17)が容認不可なのは、二重目的語構文でありながら、間接目的語の項(John)が直接目的語の項(anidea)を「所有」していないからである(主語が無生物ゆえに容認不可になるわけではない)。一方、(18)は Mary の態度が John のインスピレーションを喚起するものだったとしても、当の John が気付いていないと述べている文であり、John は an idea を「所有」していない。「所有」の含意がなくとも認可されるのは、to-dative 構文の特徴である。
 - (19) a. The medicine brought relief to him.

b. The medicine brought him relief.

(20) a. The medicine brought relief to him, but it didn't affect him.

b. *The medicine brought him relief, but it didn't affect him.

(19) は両者とも適格であるが、「効果がなかった」という意味の命題を後続させると、二重目的語構文である(19b) は(20b) が示すように非文となる。一方、to-dative 構文である(19a) は(20a) が示すように非文にはならない7。

ここまでの議論で明らかになったことは、to-dative 構文と与格交替し うる二重目的語構文(to-DOC)は、①間接目的語の項は直接目的語の項を「所有」しなければならない(ないしは話者か動詞の行為者が「所有権が移動したという信念」を持っていなければならない)、②間接目的語の項は「有生」でなければならない、という特徴を持っていることである。二重目的語構文の統語構造及び意味構造は以下のように示されるが、構文がプロファイルする(即ち意味的に際立ちを持つ)のは下線で示した所有という結果状態である。

<to-DOC>

統語構造:SVO₁O₂

意味構造: S CAUSE [O₂ MOVE TO O₁] and becomes to the state of [O₁ HAVE O₂]

一方、to-dative 構文では、主語の項が直接目的語の項を(物理的であれ抽象的であれ)間接目的語に移動させるという事象に焦点が置かれるため、①及び②の要件は(基本的に)必要ない。従って、to-dative 構文の統語構造及び意味構造は以下のようになる。

<to-dative 構文>

四七

統語構造:SVO2 to O1

意味構造:S CAUSE [O₂ MOVE TO O₁]

3.2. 二重目的語構文と for-dative 構文の比較

次に二重目的語構文と for-dative 構文を比較する。基本的に、to-dative 構文には put、give、send など三項動詞が出現するが、for-dative 構文には、主に創造・制作・獲得などの意味を持つ二項動詞(make、bake、paint等)が出現する。

(21) a. Joe painted Sally a picture.

Goldberg (1995: 143)

b. Joe painted a picture for Sally.

(21b) は Joe が Sally のために絵を描いたと述べているだけで、それ以外の情報はない。一方、(21a) は Joe が Sally のために絵を描いたという情報に加え、Joe が Sally に絵をあげるという授与の含意がある。例えば「Sally が病気で起き上がれないので代わりに絵を描いた」や「最初は誰か別の人にあげるつもりだったが、たまたま Sally の手に渡った」という状況の場合には(21a)は不適格となる(for-dative 構文である(21b)なら容認される)。従って、for-dative 構文と与格交替しうる二重目的語構文(for-DOC)では、「主語の項」が所有権の移動を意図せねばならない。これは to-DOC とは異なり、「話者」に所有権の移動の意図があっても成立しない。

- (22) *Joe accidentally painted Sally a picture.
- (22) の accidentally が Joe (主語の項) の考えだった場合、もともと Sally のために絵を描いてあげようと思ったわけではないのだから、二重目的語構文を認可することはできない。また、accidentally が話者の考え(モダリティ)だった場合でも、Joe が自発的に Sally のために絵を描いていないのでなければ for-dative 構文は対応する for-DOC を認可できないので、結果として(22)は非文となる8。

さて、「所有権の移動」に対する心的態度に関して、for-DOC は to-DOC

四五

とは異なり、所有権の移動が達成されていなくとも「意図」さえあれば容認される(to-DOC の場合は少なくとも移動が現実になるという「信念」がなければならない)。(23)は「所有権の移動」が実現されていないが、「移動の意図」が Mary にあるために for-DOC を認可する。

(23) Mary baked John a cake, but Mary was mugged by cake thieves on the way over to John's.

更に、for-DOCは(間接目的語の項である)受益者の利益になる(少なくとも、利益になると受益者が信じている)場合にのみしか成立しない。

(24) *Sally burned Joe some rice.

Goldberg (1995: 146)

- (24) は、Joe が何らかの理由により、焼け焦げたご飯が欲しいと考えていなくては成立しない。従って、以下は不適格な文となる。
 - (25) #Sally burned Joe some rice, so he couldn't eat it and became famished.

この時、受益者は自分が何らかの恩恵を受けていると信じてさえすれば、(結果として受益者に不利益をもたらしたとしても)for-DOC を容認する。従って、(26a)で砒素入りのお酒を飲んだら確実に Jane に被害をもたらすはずであるが、当の Jane が(騙されていることを知らずに)マルティーニを飲むことで恩恵を得ていると信じてさえいれば容認される。故に(26b)は for-DOC にそぐわない 9 。

- (26) a. Jack poured Jane an arsenic-laced martini.
 - b. *Jack poured Jane an arsenic-laced martini, but she

noticed it and did not drink.

更に、受益者は渡されたものを欲しいと考えるだけの「意思」がなく てはならない。従って、以下は非文となる。

(27) a. *Bill threw the coma victim a blanket.

Goldberg (1995: 146)

b. *John sang his dead brother the song.

岸本 (2001:138)

(27a) は、昏睡状態の人間には毛布を欲しいと願う力がないため非文となる¹⁰。また、(27b) も、死んだ人間は歌を聴くという知覚能力がないため容認できない。一方、間接目的語の項が(意思がなくとも)所有可能な「有生」という特徴を持っていれば、与格交替が認可される。

(28) He gave sleeping baby a teething ring.

今までの議論を整理すると、for-DOCでは、①主語の項は「所有権の移動」を意図せねばならない、②to-DOCとは異なり、移動を「意図」さえすればよく、「信念」を持つ必要はない、③間接目的語の項である受益者の利益になる(ないしはなると信じている)移動でなければならない、④受益者は(利益を得たと認識しうる)意思を持たなければならない、と整理される。以下、for-DOCとそれに対応(与格交替)するfor-dative 構文の統語・意味構造を示す。下線部分はプロファイルされうる箇所である。

<for-DOC>

統語構造:SVO1O2

意味構造: S MAKE O₂ and becomes to the state of [O₁ HAVE O₂ WILLINGLY]

四四四

<for-dative 構文>

統語構造:SVO2 for O1

意味構造:SMAKE O2 FOR O1

3.3. to-dative 構文と for-dative 構文の与格交替の相違点

3.1 の to-DOC の分析と 3.2 の for-DOC の分析を比較すると、相違点は以下のようにまとめられる。

①to-DOC は授与を表す三項動詞を取るのに対し、for-DOC は基本的に 創造を表す二項動詞を取る。

②to-DOC は話者(モダリティ)と主語の項(命題)のどちらかが、事実はどうであれ、移動が達成されたという「信念」を持つ必要があるのに対し、for-DOC は主語の項が移動の「意図」を持つ必要がある(移動という行為が達成されたという「信念」を持っている必要はない)。

③to-DOC の間接目的語の項は「所有」という行為をする必要があるため「有生」でなければならないが、for-DOC の間接目的語の項は「恩恵」を受ける(ないしは受けると信じている)必要があるため「有生」かつ「意思を持つ能力」が必要とされる。

4. これまでのまとめ

以上の議論から、先行研究では触れられていなかった点をまとめる。

4.1 「信念」と「意図」の相違

Goldberg (1992) や岸本 (2001) では、二重目的語構文における項 (ないしは話者) には「所有ないしは授与するという意図」がなければ ならず、従って「有生」でなければならない、と説明されてきた。

しかし、to-DOC と for-DOC を比較すると、その差は主語の項(ないしは話者)の持つ「信念」と「意図」という発話態度に帰着する。即ち、「(事実はどうであれ)移動が成立していると話者ないしは主語の項が信

念を持っていなければならない」(to-DOC) と「移動させる意図を主語の項が持っていればよく、仮に移動という行為が達成されていないと主語の項が知っていても問題はない」(for-DOC) いう差異がある。

4.2 話者指向を許容する to-DOC と許容しない for-DOC

4.1 に関連するが、to-dative 構文では「話者ないしは主語の項」が所有権の移動が達成されたという信念を持っていれば、二重目的語構文への与格交替が認可される。一方、for-dative 構文の二重目的構文への与格交替を認可するためには、(信念ではなく)意図を持つのが話者ではなく「項」でなければならないという制約がある。従って、to-dative 構文では、命題指向の表現と同様に、話者指向の表現も二重目的語構文への与格交替を許容する要因になるのに対し、for-dative 構文では命題内における項の指向のみが二重目的語構文への与格交替を認可するか否かを決定する。即ち、to-DOC は命題指向と話者指向の両方を許容するのに対し、for-DOC は命題指向しか持ち得ない。

このことは、次節で論じる談話モダリティと命題モダリティの差異に 関連する。

4.3 談話モダリティと命題モダリティの差異

談話モダリティ(Discourse Modality, D-MOD)とは話者の心的態度を示すものであり、命題の項の心的態度を表す命題モダリティ(Propositional Modality, P-MOD)と区別されなければならない¹¹。従って、従来のモダリティという概念は、上記の二つのどちらを指すのか曖昧であった。

(29) a. Frankly, *I admit* that I have told a lie.

中右 (1994:67)

b. I admit frankly that I have told a lie.

中右(1994:68)

(29a) の I admit は発話時点での命題態度を表す一方、Frankly は発話様態(即ち、話者の心的態度)を表している。もしこの区別がなされないと、(29a)は(29b)と等価とみなさなければならないが、(29a)は「率直に言って、私は嘘をついたことを認める」と表現しているのに対し、(29b)は「私は嘘をついたことを率直に認める」と表現していて、そのときの話者が本当に誠実に答えたかどうかの情報はない。従って、(30b)が示すように発話の誠実さを否定する表現が後続しても問題はない((30a)は不適格になる)。

- (30) a. #Frankly, I admit that I have told a lie, but now I don't speak frankly.
 - b. I admit that I have told a lie, but now I don't speak frankly.

以上を踏まえた上で与格交替の議論に戻ると、to-dative 構文では談話 モダリティも(命題モダリティと同じく)二重目的語構文の与格交替を 認可する要因になるのに対し、for-dative 構文では命題モダリティのみ しか認可する要因にならない¹²。

5. 結語

本稿では二重目的語構文の与格交替における現象を、to-dative 構文の場合と for-dative 構文の場合とに分けて説明し、話者の指向性とモダリティの差異が重要な要因になっていることを示した。以下にその対比表を示す。

to-DOC と for-DOC の比較

	指向の対象	思考体系	実際の移動の成否	モダリティ
to-DOC	話者・主語	信念	不問	D/P-MOD
for-DOC	主語	意図	不問	P-MOD

四

更なる比較研究を行うこと、他の構文とのネットワークを考慮することを今後の課題とする。

参考文献

- Emonds, J. (1972) "Evidence that Indirect Object Movement is a Structure-Preserving Rule." Foundations of Language, 8: 546-561.
- Goldberg, A. E. (1992) Argument Structure Construction. University of California.
- Goldberg, A. E. (1995) Constructions: A Construction Grammar Approach to Argument Structure. University of Chicago Press.
- 影山太郎(1997)『語形成と概念構造・日英語比較選書(8)』研究社出版.
- 岸本秀樹 (2001) 「二重目的語構文」『日英対照-動詞の意味と構文』 127-153. 大修館書店.
- Larson, R. (1988) "On the Double Object Construction." *Linguistic Inquiry*, 21: 589-632.
- 中右実(1994)『認知意味論の原理』大修館書店.
- Oehrle, R, T. (1976) The Grammatical Status of the English Dative Alternation. MIT Press.
- Pinker, S. (1989) Learnability and Cognition: The Acquisition of Argument Structure. MIT Press.
- 田林洋一(2008)『スペイン語の否定語における意味構造について』Ph.D dissertation. 清泉女子大学.
- Tenny, C. (1987) Grammaticalizing Aspect and Affectedness. MIT Press.
- Zwicky, A. (1971) "In a Manner of Speaking." *Linguistic Inquiry*, 11 (2): 223-233.

¹以下、出典を明記していない英語の例文は全て筆者が作成ないしは加筆修

正し、4人のインフォーマント(アメリカ人1名、オーストラリア人2名、 ニュージーランド人1名)にチェックを受けたものである。

- ² 与格構文には to と for だけではなく of も現れうるが、その数は極めて少ない。
 - (i) a. I asked a question of him. / I wish to ask a favor of you.
 - b. I asked him a question. / I wish to ask you a favor.

岸本(2001:129)

本稿では、専ら to と for が出現する与格構文を考察の対象とする。

- ³ Zwicky (1971: 223) の冒頭部分に、新たな造語 *greem* が (意味的条件 さえ整えば) 二重目的語構文に出現しうるという示唆がある。また、 Goldberg (1995: 35) も、架空の単語 *topamased* が授与動詞であれば二重 目的語構文を認可しうると指摘している。
- 4 なお、この二つの先行研究ではどちらも「所有する(ないしは所有権の移動の) 意志」を二重目的語構文への与格交替のキーポイントとしているが、それについては後述する。
- 5 (6a)の動詞 show は「視覚的に示す」という抽象的な移動の意味を持つという点で、(1)のような純粋に物理的移動を表す表現よりもやや抽象度が上がる。
- 6 明示されていない動詞の主語が「所有権の移動の信念」を持っていた場合、 郵便配達の過程で何らかのトラブルがあり、結果としてチャールズに手紙が 届かなくてもこの文は認可できる。一方、話者が「所有権の移動の信念」を 持っていた場合、仮に動詞の主語にあたる人物が「どうせ二週間もかかるか ら手紙は届かないだろう」という信念の元にポストに手紙を投函したとして も、結果として(投函者の意思に反して)チャールズの手元に手紙が届いた と話者が知っている(ないしは信じている)場合には容認可能である。つま り、話者(モダリティ的)ないしは動詞の行為者(命題的)のどちらかが「移 動が完遂される」という信念を持っていれば、to-DOCが認可される。
- 7 Goldberg(1995:144)は、(19)を"causal events as transfers"という比喩的拡張による表現形態であると説明する。従って、主語が無生物であっても、二重目的語構文に要求される「移動の意図性」は失われていないと主張する。
- 8 モダリティにも談話モダリティと命題モダリティの二種類がある。その差異は 4.3 節で論じるが、ここでは暫定的にモダリティは話者の心的態度を表し、命題は事象参与者の(時に心的な)行為を表すという定義にとどめる。 9 この受益者が恩恵を得る(ないしは少なくとも被害を受けない)という概念は、to-DOC にも見られる。(i a)は Pat が投げたボールは Chris が受け取ったことを示しているが、ボールの到達が成功したからといって、Chris がボールから何らかの被害(当たって痣ができた等)を受けているときには二重目的語構文は使用できない((i c)が示すように、to-dative 構文ならば成立しうる)。

- (i) a. Pat threw Chris the ball.
 - b. #In an attempt to injure Chris, Pat threw Chris the ball.
 - c. In an attempt to injure Chris, Pat threw the ball to Chris.

Goldberg (1995: 35)

- 10 (27a)は to-dative 構文にも for-dative 構文にも与格交替が可能なので、 解釈がやや曖昧である。
 - (i) a. Bill threw a blanket to coma victim.
 - b. Bill threw a blanket for coma victim.
- (ia) は、Bill が昏睡した被害者のためを思って毛布を投げたのではなく、毛布が邪魔になったとか、昏睡した被害者が敵に見つかると自分が危機に晒されるといったように、昏睡した被害者の恩恵を考えない状況でも成立する。一方、(ib) は上記の状況では認可されない。しかし、昏睡した被害者に対して毛布を投げるという行為は(通常は)被害者のためを思っての行動と経験的に解釈される。従って、(27a) は三項動詞 threw を伴っているのにもかかわらず、(ia) の to-dative 構文ではなく (ib) の for-dative 構文に与格交替する方が無標的かつデフォルトな解釈だと思われる。
- 11 中右 (1994:67) は、モダリティ二層構造論という分析からこの区分けを行っている。
- 12 談話モダリティと命題モダリティの差を的確に分析した研究は中右 (1994) が代表的であるが、術語については採用することはできない。中 右は、話者の心的態度を発話態度及び談話モダリティ (Discourse Modality)、命題に対する態度を命題態度及び文内モダリティ (Sentence Modality)と呼んでいるが、そもそも談話とは文の集合体を表すものであるため「心的モダリティ (Mental Modality)」とでも名づけた方がいいように思われる。 なお「発話態度」という用語に問題はない。発話 (utterance) は文でも単語単位でも行われるからである。

これに対して「文内モダリティ」という術語も問題がある。通常、文とは命題とモダリティの組み合わせであり、中右が主張するのはそのうちの命題に対する態度だけだからである。従って、「命題モダリティ(Propositional Modality)」とでも名づけた方がよい。なお、命題態度という術語に問題はない。